平成30年度第２回鎌倉市子ども・子育て会議　議事録

|  |  |
| --- | --- |
| 日時： | 平成31年３月26日（火）  ９時30分～11時30分 |
| 場所： | 鎌倉市役所　本庁舎２階  全員協議会室 |

議事次第

１　　開会

２　　鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代について

３　　議題

（１）鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～平成29年度進捗状況について

（２）子ども・子育て支援事業計画「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の改定に向けたニーズ調査の結果報告及び量の見込みと確保方策の要点について

（３）（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例の素案に対する意見聴取について

４　　その他

委員出欠

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 選出団体等 | 出欠 |
| 相川　誉夫 | 鎌倉市社会福祉協議会 | 出席 |
| 飯田　千春 | 鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会 | 出席 |
| 石戸　ナナ子 | 認定こども園鎌倉みどりこども園 | 出席 |
| 岩澤　貴子 | 鎌倉市立小学校長会 | 出席 |
| 岡崎　俊博 | 三浦半島地域連合 | 出席 |
| 奥田　千晶 | 市民公募委員 | 出席 |
| 菊一　美保子 | 鎌倉市保育園保護者連絡会 | 出席 |
| 金野　利佐 | 鎌倉私立幼稚園父母の会連合会 | 出席 |
| 小泉　裕子 | 学識経験者 | 出席 |
| 猿田　貴美子 | 鎌倉保健福祉事務所 | 欠席 |
| 潮見　世津子 | 市民公募委員 | 出席 |
| 下山　浩子 | 鎌倉市青少年指導員連絡協議会 | 出席 |
| 菅原　大介 | 鎌倉市中学校校長会 | 出席 |
| 冨田　英雄 | 鎌倉市保育会 | 出席 |
| 長谷川　節子 | かまくら子育て支援グループ懇談会 | 出席 |
| 濵田　喜代美 | 鎌倉市民生委員児童委員協議会 | 出席 |
| 福田　弘美 | まんまる保育室 | 出席 |
| 堀越　真紀 | かまくら福祉・教育ネット | 出席 |
| 松原　康雄 | 学識経験者 | 出席 |
| 森　研四郎 | 鎌倉私立幼稚園協会 | 出席 |
| 横山　真理子 | 鎌倉市PTA連絡協議会 | 出席 |

次第１　　開会

* 会長

定刻になりましたので、平成30年度第２回 鎌倉市子ども・子育て会議を開催します。

会議を始める前に、本日の委員のご出欠等につきまして、事務局からお願いします。

次第２　　鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代について

* 事務局

おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

こども支援課担当課長の谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、猿田委員（３月25日時点）から、ご欠席のご連絡をいただいておりますが、委員21中、20名のご出席をいただき、定足数である過半数を満たしており、会議が成立しますことをご報告いたします。

また、本日の議事次第の２「鎌倉市子ども・子育て会議の委員の交代について」になりますが、委員の所属団体の役員改選等の関係で、１名の委員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。

三浦半島地域連合　及川政昭委員です。

* 及川委員

新しく委員になりました及川です。三菱電機鎌倉製作所のほうで組合の執行委員長をやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

* 事務局

ありがとうございました。

それでは、あらためまして、平成30年度第２回「子ども・子育て会議」の開催にあたりまして、こどもみらい部長の進藤からご挨拶申し上げます。

進藤部長、お願いします。

* 部長

皆さん、おはようございます。こどもみらい部長の進藤でございます。

平成30年度第２回の鎌倉市子ども・子育て会議開催にあたりまして、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、この子ども・子育て会議でございますが、鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの進行管理やこのプランの見直しについて皆さんからご意見を伺っているところでございます。今回のこのプランの見直しにあたりましては、プランの作成に合わせて仮称でございますが「子ども総合支援条例」を策定いたしまして、条例の制定とこのきらきらプランの会議を同時期に行うことによりまして、子どもたちに対する支援の考え方や施策をよりわかりやすく伝えていければと考えております。忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この他に本日用意されている議題も多岐にわたる中、限られた時間ではございますが、子どもを産み、育てやすい鎌倉をつくるためにご協力をお願いし、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

* 会長

それでは、次第に沿って進めてまいりますが、最初に事務局から会議の運営について留意点があれば説明をお願いします。

* 事務局

こども支援課の正木と申します。よろしくお願いいたします。

会議の公開等についてですが、当会議は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第４条に基づき会長が公開することが適当でないと認めたとき以外は、公開といたします。会議録も後日公開いたします。なお、本日は、傍聴の希望はございませんが、会議録公開についてご確認をお願いしたいと思います。

* 会長

本日の会議は特に非公開とするような案件はないと思われますので、公開ということでよろしいでしょうか。

　＜了承＞

* 会長

それでは、あらためまして鎌倉市子ども・子育て会議を進めさせていただくにあたり、本日の議題と資料の確認を事務局からお願いします。

* 事務局

本日の議題につきましては、事前にお配りしております資料のうち、「平成30年度第２回鎌倉市子ども・子育て会議　議事次第」に記載のとおりです。

資料につきましては事前にお配りしましたものと、また、合わせてお持ちいただくようお願いしておりました事業計画書、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～」をお手元にご用意ください。資料についてはよろしいでしょうか。

よろしければ、資料の確認は以上となります。

次第３　　議題

（１）鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～平成29年度進捗状況について

* 会長

それでは、議題に入ります。

本日は、議題が４つございますが、特に議題の３「（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例の素案に対する意見聴取について」は、前回の会議同様、多めに時間をとりたいと思いますので、効率的な会議の進行にご協力をお願いします。

それでは、議題の（1）「保育所等の利用定員の協議」について保育課から説明をお願いします。

* 事務局

平成31年４月１日開所の施設における利用定員の協議について説明いたします。

資料３の項番１をご覧ください。

今回、利用定員の協議を行う理由としましては、子ども・子育て支援法第31条第１項及び第43条第１項で、新規に開所する施設は、財政支援の対象となるとなるための「確認」手続きを行う必要があると定められていることによるものです。

確認手続きとは、一つ目として施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認すること、二つ目として市町村が「認可定員」の範囲内で「利用定員」を定めることとされており、その「利用定員」を定める際には、子ども・子育て支援法第31条第２項及び第43条第３項に基づき、子ども・子育て会議において意見聴取することとされています。このため、今回、平成31年４月１日から開所する施設に係る「利用定員」について協議を行うものです。

では、詳細の説明に入ります。項番２をご覧ください。

まず(1)（仮称）佐助保育園について説明いたします。当該園は旧横浜地方法務局鎌倉出張所を活用した認可保育所の新設になります。

事業者は、藤沢市の社会福祉法人真澄児童福祉会であり、代表以下は記載のとおりです。

認可定員及び利用定員については、いずれも96人を予定しており、その内訳については０歳児９人、１歳児12人、２歳児18人、３歳児19人、４歳児19人 ５歳児19人になります。定員の設定に当たっては、待機児童の多い１・２歳児の受入枠を多くしながら、施設の床面積上設定できる最大の人数での設定を予定しています。

続いて(2)（仮称）七里が浜楓幼稚園について説明いたします。既存の七里が浜楓幼稚園の認定こども園化を行うものです。

事業者は、現運営法人の学校法人清栄学園で、代表以下は記載のとおりです。

認可定員及び利用定員については、いずれも180人を予定しており、その内訳については１号認定児について３歳児から５歳児まで各35人、計105人で設定しており、２、３号認定児については１歳から５歳児で15人ずつの定員設定としています。

なお、２、３号認定児（75人）の定員設定にあたっては、現在七里が浜楓幼稚園の在園児で長時間の預かり保育を利用している児童数に基づき設定しているものです。

最後に、(３)（仮称）きみのまま保育園（小規模保育事業A型）について説明いたします。

腰越行政センターの至近にありました、旧文教堂書店の前面の土地を活用した小規模保育事業所の新設になります。

事業者は、鎌倉市の合同会社きみのままであり、代表以下は記載のとおりです。

認可定員及び利用定員についてはいずれも19人を予定しており、その内訳については０歳児３人、１歳児８人、２歳児８人の19人の定員設定としています。認可定員の設定にあたっては、待機児童の多い１・２歳児の受入枠を多くしながら、施設の床面積上設定できる最大の人数で設定しています。

いずれの施設も、平成31年４月１の開所となり、現在施設認可に向けた事務手続きを行っているところです。

以上で説明を終わります。

* 会長

ただいまの説明に対してご意見やご質問はございますか。

＜了承＞

（２）子ども・子育て支援事業計画「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の改定に向けたニーズ調査の結果報告及び量の見込みと確保方策の要点について

* 会長

それでは、議題の（２）　「子ども・子育て支援事業計画「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の改訂に向けたニーズ量調査の結果報告及び量の見込みと確保方策の要点」について、こども支援課から、ご説明をお願いします。

* 事務局

「鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改訂に向けた利用ニーズ把握のための調査」については、８月に開催した第１回鎌倉市子ども・子育て会議において、国から計画策定方針が示され次第、調査を実施する旨をお伝えしておりましたが、会議開催後に方針が示されたため、それに基づき調査を実施させていただきました。

調査票の内容については、現計画の策定のために5年前に実施した同調査の内容を基本としつつ、新たに国から示された方針に基づき新設した設問や鎌倉市における独自の設問を一部追加しております。資料４－１をご覧ください。

今回、国から示された方針に基づき新設した設問としましては、10ページの問19-３がございます。こちらにつきましては、共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について、正確にニーズを把握することを目的とした設問として、調査票への追加が必須の設問となっております。

その他の既存の設問につきましても、一部選択肢の修正等は行っておりますが、本日は時間が限られているため、説明は割愛させていただきます。

続いて、資料４－２をご覧ください。こちらはニーズ調査の対象者についての資料です。

並んでいる表のうち、１番上の表１をご確認ください。

調査対象者の抽出にあたっては、５年前の調査と同様、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の行政区域5地域を設定し、各地域からそれぞれ0歳、１から２歳、３から５歳の3区分毎に対象児童がいる4,200世帯を無作為抽出いたしました。

抽出の方法につきましては、平成30年10月1日時点の住民基本台帳から平成30年４月１日現在の年齢が０歳から５歳に該当する児童を、また、１世帯に２人以上の児童がいる場合は重複しないように抽出しております。

回収状況につきましては、上から２番目の表２のとおりで、全体で2,159件、回収率は全体で約51.4%となりました。

それでは、ここからは各設問の回答内容について主だったところをご説明いたします。

資料４－３、10ページの問15、母親の就労状況、をご確認ください。

グラフをご覧いただきますと、「フルタイムやパート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中を含む）している」を選ばれた方の割合の合計が57.6％、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」と回答された方の割合の合計が41.0％であったため、就労されている方が半数以上という結果となりました。

一方、平成25年度の調査時には就労されている方の合計が43.6％、就労をされていない方が54.9％であったため、就労されている方・されていない方の割合が、今回の調査と５年前とは逆転する結果となりました。

引き続き、資料４－３、12ページの問17につきまして、こちらは、問15の就労状況を確認する設問において、「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答された方に対して、今後の就労希望を伺う設問であり、回答については、今後就労したいとお考えの方が70.2％いらっしゃいました。

そのうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」方は22.5%いらっしゃいましたが、47.7％の方が、「１年より先、１番下の子がある年齢になったら就労したい」とのお答えでした。その「ある年齢」については、12ページ下部のグラフのとおりでして、７歳が27％、次いで３歳が19.4％、４歳が13.5％という結果になりました。

引き続き、資料４－３で説明いたします。

13ページ問18をご覧ください。平日の定期的な教育・保育事業についてご説明します。

まず、①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況、については、利用している方が69.2%、利用していない方が30.6%という結果になり、利用している事業の内訳は、15ページのグラフのとおりとなりました。

17ページに進んでいただきますと、「平日に利用している事業」と「子どもの年齢」をクロス集計した表がございます。表の網掛けをしてある部分については、各項目の最も高い割合を示しており、子どもの年齢が０歳、１歳、２歳の場合は認可保育所が、３歳、４歳、５歳の場合は幼稚園が最も割合が高くなっております。

引き続き、資料４－３、23ページに進んでいただきまして、問19の⑤教育・保育事業別の利用意向、は現在利用している、していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育事業として定期的に利用したいと考える事業をご回答いただく設問です。

ここでは、先程ご確認いただいた、15ページ問18-1の表、現在利用している定期的な教育・保育事業と比較して、伸び率の大きかった事業をご紹介させていただきます。

１番伸び率が大きかったものが幼稚園の預かり保育で、問18-1では現在の利用状況としては9．2％でしたが、今後の利用希望としては47．0％と37．8ポイント増、次いで、幼稚園については、現在の利用状況の34．2％から、問19今後の利用希望は54．3％と20．1ポイントの増、次いで、認定こども園については、現在の利用状況の12．8％から、今後の利用希望は29．0％と16．2ポイント増という結果になりました。

なお、ほとんどの事業でポイント増となっているのは、主に０～２歳児など現在事業を利用されていない方も今後は利用希望がある場合がある事や、設問の回答が複数回答可能なためと考えられます。

主だった設問の説明については以上とさせていただきます。

今後、このニーズ調査の結果を受けて、教育・保育などの量の見込みを算出します。算出方法については、国からの手引きに基づき算出し、計画改訂に反映させていきます。

続きまして、計画の策定に関する事項についてご説明させていただきます。

市町村子ども・子育て支援事業計画（鎌倉市における「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」）の概要としましては、国の定める基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施等に関する内容を、５年を１期として定めるものであり、現在の計画の終期が平成31年度であることから、計画改訂の準備を進めているところでございます。

計画には、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの「量の見込み」を設定し、この見込みをどのような方法で、いつ確保していくかを記載します。この「量の見込み」は現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定するもので、今後の利用希望を把握するために、この度ニーズ調査を実施いたしました。

なお、量の見込みにつきましても、５年前の調査時の内容を基本としつつ算出を行ってまいりますが、「放課後児童健全育成事業」、現計画の放課後児童クラブ（子どもの家）の部分につきましては、新たな量の見込みの算出の考え方が示されておりますので、概要をご説明いたします。

それでは、資料4－4をご覧ください。

１ページめくっていただきまして、項番「１　放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について」の概要をご説明いたします。

「放課後児童健全育成事業」については、新たに学年ごとの量の見込みを、可能な限り算出するようにとの方針が示されました。算出にあたって、放課後児童クラブの小学校１年生の利用者は、前年度における５歳児のうち、２号認定を受けると見込まれる者及び、幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者が、潜在的な利用者となると考えられるため、これらの者に係る量の見込みも勘案するように示されています。また、他にも、2023年度時点で女性就業率が80％になった場合でも、受け入れ可能であること等の方針が示されているところです。

なお、今回の調査時に設問が追加された「幼稚園における預かり保育事業」につきましても、新たな量の見込みの算出方法が示される予定ですが、本日時点ではまだ方針が示されておりませんので、示されましたらそれに基づき算出してまいります。

今後の計画改訂のスケジュールとしましては、７月頃に骨子案を、10月頃に素案をまとめ、パブリックコメントを経て、３月に改訂を終える予定となっております。子ども・子育て会議委員の皆様には、次回８月に予定している本会議の場で骨子案・素案・計画案の内容等についてお諮りしていきたいと考えております。

また、来年度につきましては、パブリックコメントが終了したタイミングでも会議を開催させていただきたいと考えております。例年より会議の回数が増えてしまいますが、ご協力をお願いできればと思います。

* 会長

今回は調査の結果の概要を説明いただきました。今後、これに基づく対応策を順次つくられていくということで、そのことに向けてのご意見と、今のご説明に対するご質問等を出していただければと思います。いかがでしょうか。

前回の調査で出た結果と実際のニーズが乖離するといったことがあったと思いますが、今回はどれくらいを見込んで対応策の中に盛り込まれようとしているのでしょうか。何かお考えがありますか。

* 事務局

前回、５年前に子ども・子育てきらきらプランを最初に策定したときにも同様にニーズ調査をし、国の手引に基づいた量の見込みを策定したところです。そのときには０歳児のニーズが調査票だとかなりニーズが多くなってしまい、あまりにも実態にそぐわないということで、１歳児で育休で復帰できる環境があれば０歳児のニーズはないといったような設問を使って補正した経過もあります。また、０歳児はそういった下方修正をしましたが、逆に３歳以上の保育ニーズについてニーズ調査上のものに対して実態のほうが多くなってしまったという事態がありました。その原因といたしましては、ニーズ調査についてはその調査時点での年齢でのニーズを出しているものなので、例えば０から２歳児で希望があった方が３歳以上に上がったときのニーズまでは見込めていなかったという課題が１つございました。その点を考慮いたしまして、新制度におきましては保育所や新制度の幼稚園や認定こども園を申し込む場合に、支給認定というものを設定しておりますが、その支給認定の数と、今回ニーズ量調査によって出てきた数字の実態を見極めたうえで、適切な補正をしたいと考えております。具体的に申し上げますと、過去数年間の保育所の申し込みや支給認定数の増加の割合などを実際に出てきた数字にかけ合わせて、実態と近い数字になるように補正をしていきたいと考えております。

* 潮見委員

今回のニーズ量調査は、量を測るものだけのものなのでしょうか。

* 事務局

基本的には子ども・子育て支援法、事業計画の策定にあたってのニーズ量調査ということで、数量を出すための調査です。ただ、この調査の内容でも直接計画に反映されない部分も中にもあります。こういった部分に対しましては、関連各課に情報共有してよりよい子ども・子育ての支援となるよう働きかけをしたいと思っております。

* 潮見委員

少し気になっている点があります。ニーズ量調査の中に放課後のことも入っていますが、回答している人は保護者です。放課後かまくらっこも始まって随分たちます。子どもの側のニーズ、使ってみての感想、感覚みたいなものを何らかのかたちで調査できないのかと少し思っています。実際に使っている子どもたちから「つまらない」、「いきたくない」という声も聞きます。子どもが実際に何を欲しているのかといったところを、市として調査ができるとよいのではないかと思います。保育所では子どもの意見を取り入れやすかったりすると思いますし、保護者も保育所にいくことはできるので現状はよくわかると思うのですが、学童や放課後かまくらっこは実際に保護者が中に入って様子を見ることが難しいです。そういった中での保護者の回答というのはとったほうがよいと思います。保護者として預かっていただけるとありがたいといったことは実際あると思いますし、楽しそうなどイメージで語られることも多いのですが、いろいろな調査を見ていても、中身はわからないけれどいってくれると安心というような、そのレベルでの認識で回答されている場合も多いと思います。もう少し子どもの目線でどのようにしていったらよいかといった質の面での返答などをしていけると、他の自治体ではなかなか手が回っていないことも含めて鎌倉の売りにもなると思いますし、可能であればどこかに取り入れてやってみるとよいと思いました。

* 事務局

委員のご指摘の子どもの側の目線に立ったニーズの把握は重要なことだと認識しています。この３月にプレというかたちで、今実際にスタートした深沢と関谷において、子どもからのアンケート調査の回答を今日あたり回収するところです。その際に、私は深沢と関谷１回ずつ立会をしました。委員がご指摘のとおり、子ども広場のみに参加しているお子さんは「楽しい」とお答えいただくのですが、子どもの家のお子さんになるとやはり毎日いかなければならないし、保護者からいったほうがいい、いってちょうだいといわれてしまうので無理やりきているといった感想をいいながらアンケート調査に答えていただいているところも目にしております。今後、集計をしていく中で、そういったことも含めてよりよいかまくらっこのあり方や施策に活かしていければと考えております。

* 潮見委員

ありがとうございます。実際にアンケートを実施されているということで、素晴らしいと思いますし、その結果は楽しみです。

* 小泉委員

今回のニーズ量調査の中で、量的なニーズの把握には非常に大きく役割を果たしていると思うのですが、例えば３歳以上の幼稚園でいえば預かり保育のニーズが非常に高いということも明らかになりました。それも新たな知見ではあるのですが、一方で幼稚園の預かり保育の実態は正直いって保育所の３時～５時の保育内容の実態と比較して、まだまだ保育所には至っていないというところもあります。預かり保育自体が指導計画の中で位置づいているとはいえ、まだまだ充実した内容になっていないという実態があると思います。幼稚園の預かり保育に対しての正確な現状把握というか、市としてもどのような内容で子どもの保育の質を図っていくのかというところは、今後調査をしたうえで施策に展開してほしいと思います。

また、保育の質ということを利用者に重要であることを市として啓発していくといった方向でいってほしいと思います。質問というよりは意見です。

* 事務局

委員のほうから幼稚園の預かり保育のご意見をいただきました。本市におきまして、幼稚園の預かり保育の重要性について認識しております。昨年度幼稚園協会さんにご協力いただきまして預かり保育の実態を調査させていただきました。そういった事前把握に努めているところです。今年度から幼稚園の預かり保育に対する補助制度を創設しました。これは保護者からの要望や幼稚園協会、それからこの会議の場での要望であったところでございますので、預かり保育の補助制度を始めさせていただいたところです。初年度のため実績が上がっていないのですが、初年度の実績に基づいて、また中身を十分検証させていただきまして、引き続き幼稚園協会と連携をさせていただきながら幼稚園における預かり保育の充実については今後も検討していきたいと思っております。幼稚園協会さんとしても、預かり保育の重要性ということで、真摯に積極的に取り組んでいただいておりますので、引き続き本市としても取り組んでいきたいと考えております。

* 冨田委員

預かり保育と保育園の延長保育の違いを事務局ではどう受け止めているのか伺いたいです。

* 事務局

保育園のお子さんにつきましては、開所時間は１１時間、ただ朝７時半から夕方までお勤めから帰ってこられない方もいらっしゃるということから、さらに延長の保育ということで園によっては市内の保育園、７時まで開所、または夜の８時まで開所というところで預かっていただいているという状況です。また、幼稚園の長時間の保育については、幼稚園の預かりの時間だけではなく、さらに重ねての時間というところで、時間の長さでいえばかなり保育園のほうが長いということで、それが大きな違いとはなっています。どちらも待機児童対策の観点から非常に重要な事業と捉えております。保育園、それから幼稚園にご協力を得ながら、鎌倉市としても事業を推進しているところでございます。

* 冨田委員

預かり保育の所管はどこですか。

* 事務局

子育て支援課が所管しています。幼稚園の預かり保育の場合は、幼稚園の各園で園児が引き続き預かり保育を受けられるという制度になっていると認識しています。預かりでの補助を活用していただくことにより、幼稚園そのものへの就園も促進していくという効果もあると考えているところです。

* 冨田委員

子どもは幼稚園にいこうと保育園にいこうと同じなので、問題は家庭の環境、家庭の状況だと思います。なぜ幼稚園は支援課で、保育園は保育課なのですか。同じ扱いはできないのでしょうか。子どもの延長保育、預かり保育というのは、保育を受ける側の子どもたちは同じですよね。

* 事務局

ご指摘のご心配はあろうかと思いますが、現状はやはり所管のそれぞれの課がありまして、同じ部で所管しているということで連携を図りながら、問題を共有しながら、市内全体の保育の受け皿というところを考えていくべきかと思っております。

* 冨田委員

今は育児休業がとりやすくなりました。これは会社の努力もありますが、その結果、利用頻度が高いのが２歳児です。従ってこのアンケート調査で、いつごろその辺の修正するつもりなのでしょうか。

* 事務局

育児休業がとりやすいという状況で、世の中は常に変わりつつあるという状況がございます。今回、アンケート集計結果をしっかりと捉えまして、まずは32年の計画の策定に向けて進めてまいりたいと考えております。その後の計画期間中におきまして、状況等様々な変化が出てくる可能性もございますので、それにつきましてはそれを捉えられた時点で再度修正もあり得ると思っております。

* 小泉委員

小学校就学後の放課後の過ごし方で、どんどん放課後かまくらっこが進んでいます。少し心配なのは、学校の先生方や学校長などはこういった動向について十分把握しているのでしょうか。連携している実態があるのかどうかというところについてお願いします。

* 事務局

放課後かまくらっこをスタートさせるにあたり、平成27年度末から庁内の検討委員会を立ち上げました。そこには教育委員会の教育部長、教育次長、担当課長が入っております。また、小学校の校長会の代表から３名の校長先生にもご参加いただいて、およそ深沢が始まるまでの間３年近く、毎月のように検討委員会を重ねて積み上げてきました。今後もさらに全校実施ということに向け、より校長会と連携してかまくらっこを推進していこうということで、先日も校長会長ともご相談させていただき、31年度はそのような体制で進めていくことを見越しております。学校の理解はさらに深まっていくものと考えております。

* 岩沢委員

七里が浜小学校は今年の10月からということで、それに向けてこれから準備がなされると思うのですが、説明会の予定ももう入っているのでぜひ連携して情報交換しながら、よりよいものにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（３）（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例の素案に対する意見聴取について

* 会長

それでは、議題の（3）　「（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例の素案に対する意見聴取」について、こども支援課から、ご説明をお願いします。

* 事務局

（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例についてご説明します。着席して説明いたします。

子ども支援総合条例につきましては、前回の会議で条文の検討資料をお示しさせていただき、ご意見を伺ったところですが、その後、総合教育会議、小・中・高校生からご意見を伺ってまいりました。

本日は、これまでの取り組み状況と、いただいた主な意見の報告をさせていただき、いただいた意見を基に修正しました、条文の検討資料に対して、あらためてご意見を伺いたいと考えております。

資料５－１をご覧ください。

これまでの条例制定に向けた取り組み状況についてですが、関係会議である、当会議及び鎌倉市総合教育会議におきまして、趣旨説明や、条文検討資料に対する意見聴取を行っています。

また、市関連課とも、庁内推進委員会や庁内照会で意見を伺いました。

また、条例の当事者となる子どもの意見を伺う必要もあることから、教育委員会と相談、調整をし、小学校におきましては、本年１月に御成小学校の６年生３クラス及び大船小学校の５年生３クラスで、それぞれ出前授業をさせていただき、映像をまじえ、条例とは何か、子どもにとって大切なことは何か。などの説明の後、自分の夢、市や大人に手伝ってほしいことなどをグループワーク方式で話し合っていただき、意見を伺ってまいりました。

中学校におきましては、市内公立中学校の生徒会にご協力をいただき、条文検討資料概要の内容に対する各校生徒会からの意見を伺いました。

また、高等学校におきましては、市内の公立高校各校のご協力のもと、連携生徒会の場で議論いただき、意見を伺いました。

資料５－１別紙をご覧ください。

主な意見としましては、子ども・子育て会議では、「子どもが権利の主体であること」、「子ども目線で丁寧に書き込むとよい。」、「虐待といじめは質が違うので、別立てにするとよい。」など、総合教育会議では、「もともと育つ力と生きる力も持って生まれてきた、心も体も健康な子どもたちが、好奇心を忘れずに、自由にのびのびと生きられる環境づくりが大事である」、「貧困、育児放棄、虐待から守って、安全・安心、そして人を信じられる、自分を信じられるという心の土台をつくってあげることが大事なスタートラインである」、「制定の過程も大事にして、子どもたちの目線が入るような場をつくっていけるとよい」などのご意見をいただきました。

庁内の意見としましては、「特別な支援を要する子への支援を明記するとよい。」、「地域での子育てを強めに謳うとよい。」などの意見がありました。

小学生の意見では、「広場や遊ぶ場所を増やしてほしい。」、「自然や緑を増やしてほしい。」といったものや「プログラマーになりたい。」といった将来の夢など様々なものがありました。

中学生の意見としましては、「学校をより安全にきれいにしてほしい。」、「バラつきなく平等に支援してほしい。」、「子どもがどのように思っているのか理解してほしい。」、「子どもたちが意見を言いやすくし、それをいろいろなところへ反映してほしい」などがありました。

また、高校生の意見では、「子どもが意見をいいやすいようにＳＮＳなどを活用すべきである」、「解決するよりも逃げ道を増やしてあげるべきである」、「いじめの救済後の長期的なケアをするべきである」、「公共の場の使い方や周りの人への配慮について、学習すべきである。」など、子どもたちからも率直な意見を伺うことができました。

また、子ども・子育て会議の委員としても参加いただいている、鎌倉市子どもの家連絡協議会さんが協議会としての意見を集めていただき、「シングルマザー、結婚してないなど、様々な家庭が増えている。多様な家庭環境への支援をした方がよいのではないか。」、「全体的に当たり前の条例に感じる。条例を作ること自体が目的となっていないか。実現し、きちんとやることが重要であり、どう実行に移すかという点をしっかり考えてほしい。」などの意見をいただきました。

今後は、本日、お示しさせていただいた条文の検討資料を基に、平成３１年度に入りましても、引き続き、子ども・子育て会議、総合教育会議、市議会教育こどもみらい常任委員会、パブリックコメント等により、広く意見を伺いながら、条例案として策定し、本年１２月市議会定例会への議案提案を目指して進めてまいりたいと考えています。

続きまして、前回、お示ししました、条文検討からの主な修正箇所について説明いたします。

資料５-２をご覧ください。

最初に、条例の名称ですが、今まで「（仮称）鎌倉市子ども総合支援条例」としてきましたが、庁内から募集しましたところ、「子どもがのびのび育つまち鎌倉条例」、「こどもを大切にするまち鎌倉条例」、「子どもを大切に育てるまち鎌倉条例」、子どもを地域で見守るよう例」、「子どもに寄り添うまち鎌倉条例」「鎌倉市子どもの育ちを支援する条例」といった案が出ております。

委員の皆様からも、条例の内容にふさわしい名称をご提案いただければと、お願いいたします。

「前文」につきましては、子どもが読んでもわかるように、なるべく平易な表現とするとともに、語尾を「です、ます」調に変更しています。条文のほうも今後なるべく平易な表現にしていきたいと考えています。

内容につきまして、２段落目ですが、「子どもが権利の主体である。」ことを謳ったほうがよい、との子ども・子育て会議での意見から、「児童の権利に関する条約の考え方を大切にして」ということと、「生きること。育つこと。守られること。参加すること」という児童の権利条約で子どもにとって大切な４つのことを記載しました。

次に条文に移りますが、全体を章立てしてまとめるとともに、条例案として条立てしております。

「第１章」総則として、「目的」、「定義」、「基本理念」を定めています。第１条の３行目及び、２ページ目の第２条の（３）の定義におきまして、修正前は「市民等」としておりましたものを、総合教育会議で「市民等」ではイメージとして大きすぎる、地域住民としてはどうかとの意見があったため、定義の（３）を地域住民等として「市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者をいう」と変更しました。

同じく第２条の（４）につきましては、「育ち学ぶ施設等」としていましたが、条例の対象を「人」に統一するため、「育ち学ぶ施設の関係者」としました。

また、その施設に障害児等が支援を受けるための施設が含まれることを明らかにするため、「支援を受ける」ことを目的とする施設を追加しました。

同じく２ページの第３条に（２）を追加し、昨今大きな問題となっています、子どもの虐待に対する環境整備を加えました。さらに（３）、（４）を追加し、自己肯定感を高める、他人の権利も大切にできるように、など総合教育会議での意見から修正案のように変更するとともに、項目の順序についても整理しました。

次に３ページからは「第２章　責務・役割」としました。第５条の「保護者の役割」から、第８条の事業者の役割については、市以外は、保護者や事業者の責務ではなく、それぞれ「役割」という表現にしました。これは、今度の４月から施行される「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」と同様の表現となっています。

第４条「市の責務」につきましては、第４項で子どもに関する施策への、子どものかかわりについて整理するとともに、第５号で地域との情報共有について、慎重に行うよう規定しました。

また第５条の「保護者の役割」に、子どもへの虐待の禁止を追加しました。

４ページに入りまして、第３章は「すべての子どもへの支援」としました。第９条におきまして、すべての子どもと保護者への適切な支援を謳っており、

第10条以降は、個別に支援が必要な、子どもや保護者に対する、市による支援を掲げています。

第10条は、当初の案では、障害のある子ども等についての項目がなかったため、「特別な支援を要する子どもへの支援」として項目出しをしました。

　また、第11条と第12条の「いじめ」と「虐待」についての条文は、もともと１つの項目になっていましたが、「いじめ」と「虐待」は質の違うものとの子ども・子育て会議での意見から、項目をわけました。

第13条において、共生社会の視点において差別等の防止を規定しました。

第14条においては、「経済的困難を抱える」家庭としていましたが、「貧困」という言葉が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において明確になっていることから、「貧困を抱える家庭」とし、子どもの将来が、生まれ育った環境によって将来左右されることがないよう努めることとしました。

続いて、６ページの第４章は「施策の推進」としました。第17条は、中学生の、意見や困りごとを「誰が代弁するのか」などの意見から、内容に具体的な文言を追加しています。また、子どもが大人を信じることができるように、細心の注意を払うことを規定しました。

第18条については、児童の権利条約の中でも大切にされている、遊ぶこと、休息をとること、集うことといった部分として、「子どもの居場所の確保」として項目を追加しました。

第19条は祖父母が保護者である場合もあるので限定しないほうが、との意見から、祖父母世代との交流で子どもの育ちの支援に繋げる内容に変更しました。

７ページの第20条ですが、素案では「離婚前後の子どもへの支援」としていた部分を、相談体制の強化に組み入れ、第３項として、離婚だけでなく家庭環境が大きく変わる場合への配慮といたしました。

２２条には、総合教育会議からの意見で「教育大綱との関連をよく考えてほしい」との意見を踏まえ、鎌倉市教育大綱その他計画等」と関連させるとしました。

また、最後の第23条には、条例制定後の対応として、「本条例の周知」という項目を追加しております。

先ほど報告させていただいたとおり、当会議や、こどもたちからも多くの意見を伺って、当初の条文検討資料に修正を加えました。

今後も広く意見を伺ってまいりますが、本日は、この子ども・子育て会議の場でご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

* 会長

いままでの説明に対してご意見やご質問はございますか。

* 福田委員

質問です。前文で、子どもが読んでもわかりやすいように「です、ます」調に統一すると書かれており、そのような説明もありました。前文のみというのは、大きな意味があるのだろうかと思いました。後は「です、ます」調ではなく書かれています。前文だけというのはどのような意味合いなのでしょうか。

* 事務局

修正案の中で前文だけ「です、ます」調で、それから噛み砕いたようなわかりやすい言葉を使わせていただいております。もともと条例は「だ、ある」調が基本です。今、前文の中で「です、ます」調にしてわかりやすい表現にしておりますが、今後、やはり全体的に子どもが見てもわかりやすい条例にしたいということで、全体的に子どもが見てもわかりやすいような内容もこれから検討したいと思っております。今現在、前文だけしかできていませんが、今後はなるべくわかりやすい表現に変えていきたいと考えています。

* 会長

前文のところでせっかく子どもの権利条約を入れていただいたので、「考え方を大切にして、子どもが権利の主体としていう」一文を入れるともう少しはっきりするのかなと思っています。

* 事務局

もともと条例素案の中では、権利条約の話は出てこなくて、子どもの権利の主体を入れなければいけないというご意見を、この子ども・子育て会議以外の場でも伺っていたところでもあります。会長指摘があった点については、今後修正する中で反映させていければと思っております。

○会長

タイトルの１番上では、全部子どもが守られる体制となっており、あまり主体というような感じではありません。ここは具体的にこうしろという案はないのですが、「子どもとともに○○となっていく」というほうがよいのかと思いました。

○事務局

子どもの主体ということではあるのですが、条例のつくりとしては子どもに関わる大人や周り方々、地域が子どもと子育てに関わっていくといったものです。そこがうまく表現されておらず、以前こちらの会議でも子ども・子育てが親育ちにもなるというご意見をいただいておりますので、そういった表現になるようにもう少し練り込んでみたいと思います。

* 森委員

印象を申し上げます。子どもの目線ということで、いろいろな子どもたちの意見を聞いてそれを織り込んでいるのは素晴らしいと思います。また、子どもに関わる様々な諸機関の理念等、この中に新たに入れていただくということもよいことだと思います。ただ、１点、以前「講ずるものとする」というところがすべて「努力するものとする」という表現に変わっています。「講ずるものとする」といえば、市の義務に近いものがあったかと思いますが、「努力するものとする」となると、努力目標にしかなりかねない恐れがあるのではないかと思います。少し子どもに対する市のあり方が、市のみならず私たち大人にすべてが交代しているような感じを受けました。「講ずるものとする」なのか、「努力するものとする」なのか、この辺りは少し検討を要するのではないかという印象を受けました。

* 事務局

ご意見についてはそのとおりでございます。最初は「講じるもの」として入れておりましたが、一度「努めるもの」という努力規定のような表現に変えています。その中でも虐待、いじめなど　努力義務ではだめな部分というのは「講ずるもの」にもう一度直しています。また、今努力規定になっているものを、いろいろな法律、計画がありますので、その中でしっかりと「講ずるもの」という努力規定ではなく、しっかりといい切れるものについては整理していきたいと思います。どうしても条例なので、先ほど責務の中でもお話があったように、市は責務だけれど、保護者や市民、市役所以外の部分については役割といった表現にもしていくところでございます。１つ１つの法律、計画等と関連づけをしていく中で、努力規定にしていくのか、義務規定にするのかといったところについてはしっかりと検討させていただきたいと思います。

○潮見委員

条例自体が私はよくわかっていないので教えていただきたいのですが、この条例というのは誰がどのタイミングで読むもので、そこにどのように具体的に活かさせていくものなのでしょうか。

* 事務局

国でいうのは法律、市町村でいうと条例というかたちで、条例はたくさんあり市民には知られていないものもあります。今回の条例というのは、子ども・子育て支援、子どもを大切にしなければならないという理念の基、理念条例としてつくっていくというところであります。これは本当に社会全体、市民全体で子どもを大切に守っていかなければいけないという趣旨でつくっているものなので、当然先ほどの議題にもありましたきらきらプランの改訂に合わせ、関連づけして紐づけをしっかりして、子どもの育ちを守っていくということにつなげていきます。また、今回条例が成立したときに、あらためて市民に向けて広く周知し、各家庭に市内全体でこういった取り組みができたということをしっかりと周知して、地域社会全体で子どもたちを支えていくということで、子ども目線ということもありますので、今後条例制定後には子どもの意見を聴ける機会というのは多くつくっていきたいと思っております。吸い上げた意見については、どこかしらの場面である程度反映していきたいというかたちで、もっと広く周知していきたいと思っております。

* 潮見委員

鎌倉市に住んでいる私たちのような人がみんな見る可能性があるのですね。

* 事務局

全員にと思っております。

* 潮見委員

大人が対象だと思うので、この条例自体は最初から子ども向けの言葉でなくても、「です、ます」にしなくてもよいのではないかと思います。それとは別に子どもが読むものとしてのバージョンをつくって、それを一緒に配布し、お子さんはこれを、保護者の方はこれを読んでくださいといったかたちにすると、より双方からの意識がつながりやすいと思います。ここで語尾がガラッと変わっていくのに何か違和感があるので、そういったものができたらよいと思いました。

* 事務局

「です、ます」調のご意見とはまた違う意見だとは思いますが、条例ができたら当然のごとく子どもにわかりやすい見え方というものでの条例に変えていくのか、今後また検討していきますが、子どもたちにわかりやすい解説書を作成する準備を進めています。この条例自体の理解が子どもにはなかなか難しいかなというところはあるかもしれませんので、子どもに対してはわかりやすいバージョン、高校生バージョンといったような解説のようなものを作成しようというように考えています。

* 潮見委員

そうであれば前文も「で・ある」調でもよいのではないかと思います。

* 金野委員

小学校など学校に出張説明にいったと聞きました。実際、この文を見せてもわからないと思いますが、最初に小学校にいったときに市としてはこの難しい条例についてどのような説明をしたのでしょうか。

また、文章をつくるだけでは意味がありません。その後具体的にこのように助けられるのだという話をしたのだと思いますが、どのくらい噛み砕いてこれはどういったものだと説明したのか、その辺についてどれくらい子どもがわかったのか、その辺の感触みたいなものを伺いたいです。

* 事務局

小学校については大船小学校、御成小学校にいきまして出前授業というかたちで行いました。実際にはこの条例案は見せていません。資料の５－２の別紙になるのですが、これはユニセフのホームページから引用させていただいている資料です。まず小学生なので「条例って何ですか」というところから入っていかなければいけません。国でいえば法律、市では条令だという話から入っていきます。子どもにとって大切なこととは一体何でしょうというところでは、この資料の５－２別紙、パワーポイントで映像を見ながら説明をさせていただきました。教育委員会とも調整させていただき、特に小学生の意見を拾うというのはかなり厳しいというお話も受けておりまして、その中でどうすれば率直な意見が出てくるかということをいろいろ調整させていただいて、まず映像で見せるのがわかりやすいというところで、子どもにとってこういうものだということをまずお示しさせていただいたうえで、じゃあ自分たちがどんな夢があって、どんなふうに育っていきたいか、大人になって何がやりたいのか、そのためには今の大人や地域にどのように手伝ってほしいのかを率直に聞く機会ということで、出前授業をさせていただきました。実際にこの条例の素案に対しての意見ということではなく、条例を組み立てていくうえで子どもの意見をどう反映できるかという目的の中で出前授業を行いました。

* 石戸委員

今の意見に近いことなのですが、学校に通っている子どもたち、中学生にしても小学生にしても、学校にいけていない子どもの意見の吸い上げも必要なのではないかと思います。家庭にひきこもっているお子さんもいると思いますし、フリースクールなどで過ごしているお子さんなど、学校にいけない子どもたちの意見も聞いていただけたらよいと思いました。

* 事務局

先ほどからご説明している小学校や中学校、高校という場での意見聴取ということでいただいたのですが、ひきこもりなどそういった事情があるお子さんというのはたくさんいらっしゃると思います。それについては、そういった施設等、関係課と調整させていただいて、何らかの介助の必要な子どもたちの意見というのもしっかりと受け止めるような意見の聞き方も考えていきたいと思っています。

* 冨田委員

ここの条文は大人に読ませるためのものなのですか。この修正案をつくるときに、何歳くらいの子どもが読んでわかるようにという思いでお書きになっているのでしょうか。

また、市民、子どもとして最低守らなければいけないものは何かということについて、ひと言も触れられていません。これは次にそういった条例が出てからか、あるいは努力目標を学校側にお願いするのか、何かそういったつもりはおありなのでしょうか。

* 事務局

まず、何歳くらいの子どもにわかるような条例の書き方にするのかということですが、今は前文のほうだけですが、最終的には小学校の高学年から中学生くらいの子どもが読んでも自分のことだなということがわかるような文章にしていきたいと思います。

それから、子どもへの義務を最低果たさなければいけないことをどのように組み込むかということなのですが、この条例自体が子どもの支援策奨励ということなので、そこまで言葉として組み込むということではなく、先ほども少しお話が出ましたが、例えば基本理念の第３条の（４）の辺りで「自己肯定感」　ということで、まず自分を大切に理解されるようになっていくといったことを理念にして、それを持って「自分の存在と他人の存在を価値を等しく認めるとともに、お互いの人格を尊重してそれぞれが主体的に生きていくことを支援していく」とかたちで、子どもの成長を見守っていきたいと考えております。

* 冨田委員

私がいいたいのは、子どもを大切にするまち鎌倉条例、子どもが大切にするということも大事ではないかということです。その辺のところは今後考えてこういった条例をつくるのですか。

* 会長

まちづくりに子どもがどう関わっていくかという趣旨ですか。

* 冨田委員

主体性はどこにあるかという問題だと思います。子どもたちが鎌倉市をどのようにしたいか、自分たちが住みよくするのか、今のこの文化遺産はどうするのかということもこれは質問として子どもに聞いていないと思います。

* 事務局

子どもが意見をいえる機会を保障していくということを考えております。現在でも子ども議会や、市政に対する市民の声の子ども版というものもございますが、そういったものに加えて、新たに子どもが自由に意見をいえる機会、困りごとを気軽にいえる機会、身近な大人や仲間が代弁できる機会、その際は市も細心の注意を払いますが、こういった機会を設けることで市の施策に対して意見をいえる場も子ども会議などまだ正確なかたちは決めておりませんが、こういった機会をつくっていきたいと思います。

* 会長

うまくそこを読み取れるようにというご意見でもあったと思います。

他にいかがでしょうか。

* 長谷川委員

条例をつくっている段階ですが、つくり終えたときにどういう場で活用されていくのかということをつくっていく段階で念頭に置いて考えていくと、もう少し内容の濃いものになっていくのかなと思います。先ほどすべの方に読んでいただきたいとおっしゃっておりましたが、学校の何かの文章１つとっても意識の高い方は隅の隅まで読みますが、タイトルだけ読んで関係ないと思えば捨てるものもあると思います。市から、例えば回覧板などで入ってくるものでも、そういうものはあるのではないでしょうか。そういったことを考えて、誰もが読みたくなるもの、読まなければならないもの、また読んで活用できる場があることというものも踏まえながら考えていただきたいと思っています。

* 事務局

ありがとうございます。そのとおりだと思います。どのように市内に浸透させていくのかということが１番大事だと思っています。例えば、今回行った出前事業でお子さんが自分たち子どもにとって大切なこととは何かということを初めて認識するといった印象も受けたと思いますので、こういったことを家庭に戻り親と話をして親に対する周知、一緒に家庭の中でも会話が成り立つというような双方向で周知ができればよいと思います。そういった仕組みづくりも合わせて行いたいと思います。

* 会長

それで、条文の中身でこんなことが抜けている、この表現ではわかりにくいといったご意見をお聞きしたいと思います。

理念　活用方法でご意見はございますか。中身についてもう少し意見があったらお願いします。

* 長谷川委員

中身というか、見せ方というところなのですが、先ほど子ども版をつくってみてはといったご意見がありました。すべてこの子どもというところをカッコ書きにして、自分の名前を入れられるように、保護者というところにお父さん、お母さん自身が読んだところで、お父さんやお母さんの名前を入れてみるということなどをしてみると、自分のことに置き換えて考えることができるのではないかと思いました。

* 会長

子ども版をつくる際の工夫ですね。

* 会長

実効性を持たないといけません。18歳以上の子どもの居場所はどこをイメージされているのですか。

* 事務局

新たに場所を設けるということも必要なのかもしれません。現在、子どもが集う場所は放課後子ども教室であったり、子どもの家であったり、学校であったりですが、市内の公園や広場といったものを今回子どもからもっとほしいという意見もありました。自由に集える場所、子どもの権利として参加することという大事なことを保障する１つの場所になると思っています。そういったところに将来的には共有しながら取り組む必要があると思います。

* 会長

なかなか公園があっても子どもがいないという現状もありますので、こられるような工夫が必要だと思います。これも14条に出てくる「貧困児童対策」というところでいえば、子ども食堂そのもの自体が居場所になっているということで、新たな居場所づくりというのも必要かなと思います。その辺も考えていただければと思います。

* 及川委員

11条で、虐待の対応といじめの対応があります。いじめの対応のところで、いじめを受けている子どもに対しての市の責務は書いてあるのですが、いじめをした子どもに対しては誰がやるのかがどこかに書いてあればその辺を教えてください。もしなければその辺を盛り込む必要があると思います。市のほうが責任を持って教育するものなのか、学校側が責任を持って教育するものなのか、そこは明確にしておいたほうがよいと思いました。

* 事務局

いじめを受けた子どもの支援というところでは謳っています。逆にいじめをしてしまった子どもをどうするかというのは具体的にはまだこの中に謳われてはいません。基本理念の「他人の存在の価値を認めて、互いに人格を尊重して」の中に関わるご意見ということで、いじめを受けた子どもに対してはしっかりとフォローしますと書いてありますが、いじめをしないように他の子どもたちに対してそれぞれの存在の価値を求める、人格を尊重するというところで基本理念の中で謳っているところでございます。

* 小泉委員

第19条についてお尋ねいたします。「世代間交流の支援」という記載なのですが、ここでいきなり「家庭内」とあります。つまり家庭の中の三世代をイメージしていらっしゃるのかなと思うのですが、ここで使うべき言葉というのは地域全体ということを考えたときに、「多世代」といったいい方をするほうが望ましいのかなと思います。祖父母でなければ支援しないのか、親でなければ支援しないのかといった印象にとられてしまうので、言葉の使い方を工夫したほうがよいのではないかと思います。

* 事務局

ご意見として検討してまいります。

* 潮見委員

市民として読んでみたのですが、いっていることはわかりますし、そのとおりだと思うことばかりなのですが、じゃあ具体的にどうやったらよいのかというところは載っていません。例えば、５条の２、「よりよい家庭環境づくりに努める」とありますが、よりよい家庭環境というのはどうしたらつくれるのだろう、よりよい家庭環境とは何なのだろうといったことが書いていません。条例だからきっとそこまでだろうと思ったりもするので、これはただの提案ですが、条例として出した後に具体的にどのようにしたらそうなるかといったやりかたみたいなものを具体的に冊子などで出していただくと実現に近づくのかなと思います。私の中で条例はどこまで書いてよいかという加減がわかりませんので、これはこのままであるとすればということなのですが、先ほどの子どもの居場所の確保のことでも「遊び、休息し、集い、安心して人間関係をつくりあう」というのはとても心地よいことなのですが、実際には学童であっても寝転がったら叱られるといった状況の中で、じゃあどうやって休息するのかということもあります。そういったことを具体的に考えていただきたいと思います。その具体的な方策をできるだけわかりやすく書いて伝えていくということもしていただきたいと思います。

* 会長

条例なので、１つの像が描きにくいということもありますし、いろいろな家庭がありますので１つの像が難しいです。潮見委員がおっしゃったように、その後、どう親たちと一緒に考えていくかといったことが大切だと思います。

* 冨田委員

第２条の「責務」というところで、子どもを取り巻く社会、保護者について細かく書かれています。責務は子どもにもあると思います。子どもの責務については書く必要がないのでしょうか。それとも、子どもは自分たちの主張だけをすればよいという判断なのか、それともこの条文ができた後、あらためて子どもの案のようなものをつくるのでしょうか。その辺について伺いたいです。

* 事務局

市の責務、大人の責務を謳っているところでございます。ここでご提案させていただきたいのですが、理念の中で子どもも他人の存在や人格を尊重しなさいといったところは謳っているところでございます。子どもの責務までいくかどうかというのは、実際にこの条文の検討資料をつくるときにも考えているところではございますが、他市の事例などを見ても子どもに責務を負わせるというところまで踏み込んでいるところはなかなか見あたりません。悩ましいところなのですが、子どもにどのような役割を与えるかというのは、この条文の中でどのように表せるのかどうかも含めて、検討課題の１つであると思います。今回の修正案の中では、先ほど申しましたとおりで、他人の存在や人格を尊重しなさいといったことを理念の中で謳わせていただいているところでございます。

* 会長

今回の条例の中では難しいと私も思います。別途、子どもと一緒に鎌倉の未来を考えるようなかたちのもので何か意見表明権の絡みも必要ですし、そのときにどのように子どもたちを伸ばしていくかといった議論をしてもよいかと思います。

* 堀越委員

私は17歳の子どもの保護者です。その条例が配られたら保護者の役割というところを一生懸命読むと思います。保護者でもありますが、当然地域住民でもあります。地域住民の役割の中で、虐待が問題になっている中で条例をつくるのであれば、そういうものを見たときに、地域住民としてどうしなければいけないのか、経済的に困っていそうな子どもがいると思ったときにどのように誰に相談したらよいのでしょうか。あの子ちょっといじめられているのではないかと思ったときにどうしたらよいのかというようなことが書いてあれば、地域住民、私もですが、例えば子どもがいない人、巣立ってしまった人であっても役割を自覚できるのかなと思いました。例えば、相談する場所を確保するので何か子どものことで気になることがあったらこういったところに相談してほしいといったことが、ここには具体的には書けないかもしれませんが、市としてそういった体制をとっています、子どもが困っているようであれば親でなくても、友だちや学校の先生でなくても、地域の人が発信してほしいといったことが書かれていてもよいと思いました。

* 会長

ありがとうございます。６条のところですね。

* 飯田委員

子どもの家の連絡協議会で話し合いも行われましたが、先ほど意見にも出ていた19条の祖父母世代で「祖父母の存在は」というところから「祖父母世代」に変わったので、ここはよいと思います。先ほど意見の出た「多世代」というのも、やはり子どもの家の皆さんの意見としても祖父母にはもうすでに頼れるところは頼っているので、ここに盛り込むことで逆に重荷に思われてしまうのではないかという意見もありました。それは当たり前のように手伝っているところは手伝っているのですから、そういった面ではやはり「他世代」というような、全体を含むような表現が好ましいのかなといった意見は子どもの家でも出ました。

また、全体的に子どもの支援に対する条例ではあるのですが、子どもの家の親が特にそうなのかもしれませんが、なかなか親のほうも大変になっているところがあるので、親の幸せあっての子どもの幸せという意味では、もう少し保護者に対する支援といったようなものを盛り込まれるとよいという意見も出ました。

* 会長

21条です。事務局から何かございますか。

* 事務局

世代間交流というところでございますが、先ほどもご指摘いただきました。「世代間交流」を「他世代」にということで、表現については事務局で検討させていただきます。

また、親への支援というところでは、21条や切れ目ない子育て支援といったところで書かしてしただいているところではございます。ただ、この条例の趣旨自体の視点がどうしても子どもなので、当然子ども・子育て会議などでも十分承知している中で、子どもに目を置いた条例にしていきたいということもございます。

また、４ページの第９条ですが、子どもの育ちの支援で子どもが豊かに育っていくというところで家庭への支援という意味合いも込めてというところでございます。

* 会長

そろそろ次に移りたいと思いますが、これだけはいっておきたいといったことはございませんか。

* 森委員

やはりこの条例の目的はしっかりしているので、子ども中心で子どもをどのように地域、あるいは市が守っていくかというところに特化しておかれていればよいと思います。先ほどの事務局の説明で十分だと思います。それ以外で必要ならば、別に検討していけばよいです。今は子どもを守るためにどうしていくかということのほうが重要だと思います。子どもの自由ということを尊重しているときに、子どもの自由を束縛するようなことをこの中にもし入れたとしたら、それは趣旨から大きく外れるのではないかと思います。

また、21条の「切れ目のない子育て支援」の「切れ目のない」という言葉にひっかかりました。この中では「継続的」や「継続して」という言葉が見られますが、「切れ目なく」がよいのか、「継続した」、「持続した支援」というほうがよいのか、私もどちらがよいのかわかりませんが、ただ「切れる」という言葉から消極的さを感じないかなという思いがしました。もっと積極的なことからすると、市も市をどのような目的の基で動かしていくか今検討しているかのように思います。SDGｓを基にしながら検討しているということを昨年の10月の広報でも挙げられておりました。そのようなことからすると、「持続的」、「継続的」という言葉でもよいのかなと思いました。「切れる」という言葉ではなく、違うよい言葉がないかなと思いました。

* 会長

厚生労働省は「切れ目のない」ということで、妊娠前からの支援を組み込もうということでこの言葉を使い始めたのですが、ただ日本語的に「切れる」というのは消極的かもしれません。この辺はいろいろな会議のご意見を伺ってまた事務局から提案していただければと思います。

* 事務局

今会長がおっしゃられたように、「切れ目のない」という表現はあちらこちらで使われているところでございます。「継続的」という表現もあるのですが、わずかなすき間すら出さないようなということで、表現いついてはもう一度検討させていただきます。

（４）幼児教育の無償化について

* 会長

それでは、議題の（4）　「幼児教育の無償化」について、こども支援課から、ご説明をお願いします。

* 事務局

幼児教育の無償化につきましては、新聞やニュースの報道でも話題にのぼっているところですが、国の制度により、幼稚園や保育園、一時預かり事業などについて本年１０月から幼児教育の無償化が実施されます。

これに伴い、本市におきましても、国の制度に基づき実施することとしています。

現時点のところ、補助金の支払い方法等、事務的な部分の詳細が明確になっていないところもありますが、１０月からの無償化に向けた本市の動きとしましては、まずは、幼稚園、保育園の保育料につきまして、平成３１年度予算に計上いたしまして、先週の３月２２日の市議会本会議におきまして新年度予算として成立いたしました。

また、１０月からの幼児教育の無償化につきましては、幼稚園、保育園の通常の保育料の他、幼稚園の預かり保育や一時預かり事業、ファミリーサポートセンターや児童発達支援センターの利用料等も対象とされているところですが、新年度予算の要求時期には詳細な情報が乏しく、予算積算が難しい状況でもありましたことから、他市の対応も確認しながら、新年度に入ってからの補正予算として対応をさせていただくこととしております。

いずれにしましても、どこの市町村も未だ情報の乏しい中、１０月に向けての対応を考えているところでありますが、対象となります保護者や各施設に対しましては、なるべく早い時期にご案内させていただきたいと考えております。また、無償化の制度の開始初年度となりますので、いろいろと混乱することもあるかと思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。

* 会長

国会の議論がそのまま進むと無償化が始まります。なかなか対象範囲が複雑で、私もよくわかりませんが、ご質問等ございましたらお願いします。

* 飯田委員

保護者から実費で徴収している費用、食材料費等は対象外となっています。基本的に食材費などは別途で徴収される場合、今主食代としてご飯の分3,000円程度は徴収されていると思いますが、それ以外の食材料等がかかって全体として徴収されるとして、逆に保育料が今より高くなるようなケースにはならないのでしょうか。もしそのようなケースが起こった場合には、鎌倉市としてもその辺の対応を考えられる予定はあるのでしょうか。

* 事務局

主食代というのは保育園のお話かと思います。保育園につきましては公立は一律で、また民間はそれぞれ園の判断でご飯代を頂戴しているところが多くあろうかと思います。今回、この幼児教育無償化の論議の中で、おかず、副食の部分については、幼稚園は実費を徴収しているところから、保育園も制度としてはこの無償化の対象外にするといった一定の判断がされています。そういった状況の中で鎌倉市としましても、具体的にいくらぐらいでどうするのか、それから例えば保育料は低いけれど実際にその主食代で何千円か出てくるといったいろいろな事例が出てくるかと想定しており、今検討を行っているところです。引き続き民間の保育園等と意見交換をしながら、どのような対応ができるのか、まだ何も決まっていない状況ですが、国としてはそれを徴収してくださいといったことがあるということだけは現在申し上げることができるかなと思います。

* 会長

方向性として実態として値上げになってしまったということはないでしょうかというご質問だったと思います。

* 飯田委員

値上げのない方向にきちんと動かれるのかどうかということです。おそらく兄弟がいたら、食材料は倍になるといったようなことを考えたら逆に値上げになる可能性があります。そこは少し心配しています。対応できれば検討いただきたいと思います。

* 事務局

先ほどの31年度予算で計上しましたというところについては、あくまでも保育料だけのお話になっております。今、負担増がどのような状況になるのかまだ検討を進めている段階であります。ですから、今の段階では負担増がないとはいい切れませんが、なるべく皆さんの状況を確認しながら市として判断してきたいと思っております。

* 金野委員

幼稚園の預かり保育も対象になるようなのですが、２号認定というものがどういったものかが失念してしまいました。例えば、これが認められるのであれば働きたいというお母さんがいると思います。実際にこれぐらいまでにいわなければいけないといったことは、これから決まると思うのですが、ざっとでよいのでその辺りをいつくらいまでに示していただけるのか今の段階でわかっていれば教えていただきたいと思います。

* 事務局

まず、２号認定は保育所に入る申し込みをする条件として、保護者が就労しているとか、いろいろな事情があり、保育所に入れるような条件を満たした方について預かり保育無償化の対象になりますというところではあります。具体的には今示されているのが毎月上限11,300円ですが、具体的にいつまでにいえばよいかについては、基本的には在園児だと思っています。在園児であれば幼稚園さんに通っている中で保護者の方が就労されているとか、事情があるといったときにご利用した中で無償化の対象になってくるというところでございますので、具体的にいついつまでに申し込むといったことはまだ見えていません。無償化の対象の預かり保育については、2号認定を受けられるそういったご家庭の状況の方までが、今わかっているというところでございます。

* 堀越委員

認可外保育施設等のところに、ファミリーサポートセンター事業が挙げられているのですが、これは保育園の代わりにファミリーサポートセンターを利用するということでしょうか。それとも保育園にも行っているし、ファミリーサポートセンターも利用しているということなのでしょうか。

また、４番の就学前障害児の発達支援ですが、これは年齢が書いてありません。0歳からでしょうか。

* 事務局

ファミリーサポートセンターの関係になりますが、鎌倉市で今現在行っております助成の事業といたしましてファミリーサポートセンターと事業所のほうで子育てをやっている部分につきまして、保育園、そして幼稚園に通わせていないご家庭、ご自宅で子育てをしている家庭に対しましてファミリーサポートセンターであれば、時給で３５０円、事業所であれば時給で500円を月10時間までということで助成をさせていただいております。そういった制度は行っているのですが、今回国のほうで考えております幼児教育の無償化、こちらの部分についてはまだ細かい内容がまったく示されていない状態です。今助成をしている部分が対象になるのかどうか、また保育園にいかれている方につきまして、ファミリーサポートセンターを利用した場合は助成になるかどうなのか、またファミリーサポートセンター以外の利用についても対象になってくるのかどうか、そういった部分はまだまったく示されていない状態です。どのようなかたちで今後国のほうが幼児教育の無償化として示してくるのか、あくまでも一時保育というかたちの中でのものになってくるのか、まったく見えない状態なので、またその辺が決まり次第お知らせしていきたいと思っております。

* 事務局

４番の障害児の発達支援の関係ですが、こちらについても今の段階で具体的なことが国のほうから示されておりません。先ほどもご質問があった年齢等につきましても、詳細はこれから確認をしてそれによってということになると思います。

次第４　　その他

* 会長

それでは、次第４　「その他」として、事務局からお願いします。

* 事務局

事務局より、２点ございます。

１点目、今後の会議のスケジュールについて説明いたします。

今年度は、本日３月26日の会議をもって終了となります。

来年度の会議のスケジュールとしましては、先程ニーズ量調査の議題の際にもご説明しましたが、次期計画策定に係るパブリックコメントが終了したタイミングでも会議を開催させていただきたく、例年の８月と３月の開催に１回加え、合計３回程度開催できればと考えておりますので、あらためましてご協力をお願いいたします。

次期計画を策定するにあたっては、子ども・子育て会議等でご意見等を伺ってまいりたいと思いますので、ご協力の程、お願いいたします。

以上です。

２点目、委員の委嘱について説明いたします。

「鎌倉市子ども・子育て会議条例」の規定により、委員の皆様の任期は、平成31年3月31日までとなっております。２年間、誠にありがとうございました。

この鎌倉市子ども・子育て会議については、来年度以降も鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの進行管理などを行っていただきますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

なお、次年度の委員の委嘱について、学識経験者として選出されていらっしゃる方におかれましては、本日お配りした、委員就任に係る「承諾書」をご提出いただきますようお願いいたします。

団体からの推薦を受けていらっしゃる方におかれましては、現在の委員が継続するか否かに関わらず、あらためて所属団体の代表の方のご推薦が必要となりますので、本日お配りした、「鎌倉市子ども・子育て会議委員の推薦について」を各団体の代表者の方にお渡し頂き、来年度の委員の推薦をしていただくようお願いいたします。

こちらの推薦書につきまして、新年度のお忙しい中誠に恐れ入りますが、４月26日までに、こちらも配布させていただきました返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。団体の代表者が決まっていないなど、４月26日までにご推薦をしていただくことが難しい場合には個別にご相談いただければと思います。

市民委員の方におかれましては、来年度また新たに市民委員の公募や委嘱を行います。

来年度の第１回の鎌倉市子ども・子育て会議の開催は８月ごろを予定しております。各団体からご推薦頂いた委員の委嘱状などは第１回の会議でお渡ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

* 会長

今後のスケジュールについて、何かございますか。

その他、委員の方から何かありますか。

* 会長

それでは今日、予定しておりました議事は終了いたしました。

事務局の方へ戻したいと思います。

* 事務局

本日は長時間にわたり、貴重なご意見、ありがとうございました。これをもちまして、第2回鎌倉市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。お忙しい中、ありがとうございました。